



■ 法人課税




民間投資活性化等のための税制改正は、主に法人を対象としており、投資と雇用の拡大を図る内容になっている。また、改正項目はすべて減税措置になっている。





※今回の改正内容は、「産業競争力強化法」を前提とした内容が多く盛り込まれている。

※産業競争力強化法は、成長戦略を実現するため、産業の新陳代謝の促進や成長市場の育成を旨とした法律で、今秋の臨時国会で成立の予定である。

 : 減税を意味する。

項目	内容	適用期日等														
生産性向上設備 投資促進税制 【新設】 	<p>○産業競争力強化法に定める生産性向上設備等¹を取得し、事業供用した場合、特別償却又は税額控除（法人税額の20%限度）が選択適用できる。</p> <p>○生産性向上設備等（1. 又は 2.）</p> <p>1. 先端設備 最新モデルかつ生産性向上（年平均生産性1%以上向上）要件をみたす次の資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類と取得価額要件</th> <th>対象となるものの用途・細目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 (160万円以上)</td> <td>限定なし</td> </tr> <tr> <td>工具 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))</td> <td>ロール</td> </tr> <tr> <td>器具備品 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))</td> <td>イ. 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ. 冷房用又は暖房用機器 ハ. 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ. 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） ホ. 電子計算機 （サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る。）に限る。） ヘ. 試験又は測定機器</td> </tr> <tr> <td>建物（120万円以上（60万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可））</td> <td>断熱材及び断熱窓</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備 (120万円以上（60万円以上のもので年合計すると120万円以上のものでも可））</td> <td>イ. 電気設備（照明設備を含む）のうちその他のもの ロ. 冷房、暖房、通風またはボイラー設備 ハ. 昇降機設備 ニ. アーケード又は日よけ設備 ホ. イ～ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限る。）</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア（中小企業者</td> <td>設備の稼働状況等の情報収集機能及び分析・指示機</td> </tr> </tbody> </table>	種類と取得価額要件	対象となるものの用途・細目	機械装置 (160万円以上)	限定なし	工具 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))	ロール	器具備品 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))	イ. 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ. 冷房用又は暖房用機器 ハ. 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ. 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） ホ. 電子計算機 （サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る。）に限る。） ヘ. 試験又は測定機器	建物（120万円以上（60万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可））	断熱材及び断熱窓	建物附属設備 (120万円以上（60万円以上のもので年合計すると120万円以上のものでも可））	イ. 電気設備（照明設備を含む）のうちその他のもの ロ. 冷房、暖房、通風またはボイラー設備 ハ. 昇降機設備 ニ. アーケード又は日よけ設備 ホ. イ～ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限る。）	ソフトウェア（中小企業者	設備の稼働状況等の情報収集機能及び分析・指示機	<p>産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までに取得等した設備について</p> <p>※平成26年4月1日前に終了する事業年度（今期）</p> <p>産業競争力強化法の施行日から平成26年3月31日までに取得等したものは、平成26年4月1日を含む事業年度において適用</p>
種類と取得価額要件	対象となるものの用途・細目															
機械装置 (160万円以上)	限定なし															
工具 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))	ロール															
器具備品 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))	イ. 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ. 冷房用又は暖房用機器 ハ. 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ. 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） ホ. 電子計算機 （サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る。）に限る。） ヘ. 試験又は測定機器															
建物（120万円以上（60万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可））	断熱材及び断熱窓															
建物附属設備 (120万円以上（60万円以上のもので年合計すると120万円以上のものでも可））	イ. 電気設備（照明設備を含む）のうちその他のもの ロ. 冷房、暖房、通風またはボイラー設備 ハ. 昇降機設備 ニ. アーケード又は日よけ設備 ホ. イ～ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限る。）															
ソフトウェア（中小企業者	設備の稼働状況等の情報収集機能及び分析・指示機															

	<table border="1" data-bbox="435 114 1254 349"> <tr> <td data-bbox="435 114 719 349">等が取得等するものに限る。) (70 万円以上 (30 万円以上のもので年合計すると 70 万円以上のもので可))</td> <td data-bbox="724 114 1254 349">能を有するもの</td> </tr> </table> <p data-bbox="419 394 1278 577">2. 生産ラインやオペレーション改善に資する設備 投資計画上の投資利益率が 15%以上 (中小企業者等は 5%以上) であることの経済産業局の確認を受けた機械装置、工具器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア (金額要件は、先端設備と同じ)</p> <p data-bbox="392 622 619 656">○特別償却の割合</p> <table border="1" data-bbox="392 658 1046 857"> <tr> <th data-bbox="392 658 611 696">特別償却</th> <th data-bbox="616 658 828 696">～28. 3. 31</th> <th data-bbox="833 658 1046 696">～29. 3. 31</th> </tr> <tr> <td data-bbox="392 703 611 779">機械装置など 下記以外</td> <td data-bbox="616 703 828 779">即時償却</td> <td data-bbox="833 703 1046 779">50%特別償却</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 786 611 857">建物、構築物</td> <td data-bbox="616 786 828 857">即時償却</td> <td data-bbox="833 786 1046 857">25%特別償却</td> </tr> </table> <p data-bbox="392 898 619 931">○税額控除の割合</p> <table border="1" data-bbox="392 934 1046 1128"> <tr> <th data-bbox="392 934 611 972">税額控除</th> <th data-bbox="616 934 828 972">～28. 3. 31</th> <th data-bbox="833 934 1046 972">～29. 3. 31</th> </tr> <tr> <td data-bbox="392 978 611 1055">機械装置など 下記以外</td> <td data-bbox="616 978 828 1055">5%税額控除</td> <td data-bbox="833 978 1046 1055">4%税額控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1061 611 1128">建物、構築物</td> <td data-bbox="616 1061 828 1128">3%税額控除</td> <td data-bbox="833 1061 1046 1128">2%税額控除</td> </tr> </table>	等が取得等するものに限る。) (70 万円以上 (30 万円以上のもので年合計すると 70 万円以上のもので可))	能を有するもの	特別償却	～28. 3. 31	～29. 3. 31	機械装置など 下記以外	即時償却	50%特別償却	建物、構築物	即時償却	25%特別償却	税額控除	～28. 3. 31	～29. 3. 31	機械装置など 下記以外	5%税額控除	4%税額控除	建物、構築物	3%税額控除	2%税額控除	
等が取得等するものに限る。) (70 万円以上 (30 万円以上のもので年合計すると 70 万円以上のもので可))	能を有するもの																					
特別償却	～28. 3. 31	～29. 3. 31																				
機械装置など 下記以外	即時償却	50%特別償却																				
建物、構築物	即時償却	25%特別償却																				
税額控除	～28. 3. 31	～29. 3. 31																				
機械装置など 下記以外	5%税額控除	4%税額控除																				
建物、構築物	3%税額控除	2%税額控除																				
<p data-bbox="148 1135 365 1245">中小企業投資促進税制 【延長、拡充】</p> 	<p data-bbox="392 1135 1214 1169">○中小企業投資促進税制を、平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年間延長</p> <p data-bbox="392 1252 1278 1323">○特定機械装置等が生産性向上設備等に該当する場合、即時償却又は 7% (資本金 3000 万円以下の中小企業者等は 10%) の税額控除</p>	<p data-bbox="1302 1135 1473 1207">平成 29 年 3 月 31 日まで</p> <p data-bbox="1302 1252 1473 1552">産業競争力強化法の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得等した設備について</p>																				
<p data-bbox="148 1639 365 1787">少額減価償却資産の取得価額の特例 【延長】</p> 	<p data-bbox="392 1639 1278 1749">○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (30 万円未満の少額資産の損金算入の特例) を、平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年間延長</p>	<p data-bbox="1302 1639 1473 1711">平成 28 年 3 月 31 日まで</p>																				
<p data-bbox="148 1872 365 1982">研究開発税制の見直し 【延長、拡充】</p> 	<p data-bbox="392 1872 1278 1944">○研究開発税制の上乗せ措置 (増加型・高水準型) を、平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで 3 年間延長</p> <p data-bbox="392 1989 815 2054">○増加型の税額控除割合を引上げ (改正前：現行 5%)</p>	<p data-bbox="1302 1872 1473 1944">平成 29 年 3 月 31 日まで</p>																				

	(改正案：試験研究費の増加割合に応じた税額控除割合（5%～30%）に変更）	
既存建築物の耐震改修投資促進税制 【新設】 	○耐震基準に適合する耐震改修を実施した場合、 <u>その取得価額の25%を特別償却</u> することができる。 ○適用要件 1. 耐震診断結果を平成27年3月31日までに報告 2. 平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年以内に耐震改修の実施 ○耐震改修 地震に対する安全性向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替え	平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告 報告後5年以内に耐震改修の実施
所得拡大促進税制 【延長、拡充】 	○適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長 ○要件の緩和 1. 雇用者給与等支給増加割合の緩和（現行：5%以上） ・平成27年4月1日前に開始する事業年度：2%以上 ・平成27年4月1日～平成28年3月31日までに開始の事業年度：3%以上 ・平成28年4月1日～平成30年3月31日までに開始の事業年度：5%以上 2. 平均給与等支給額の要件の緩和（現行：前年度以上であること） ・国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に見直す ・前年度を上回ること	平成30年3月31日まで
ベンチャー投資促進税制 【創設】 	○産業競争力強化法による認定を受けた「ベンチャーファンド」を通じた投資が対象 ○上記ベンチャーファンドからベンチャー企業への投資が行われた時点で、投資額（新事業開拓事業者投資損失準備金）の80%が損金算入できる	平成26年4月1日以後に終了する事業年度
事業再編促進税制 【創設】 	○産業競争力強化法で認定を受けた「特定事業再編（同業種間の事業統合など）」に伴う出資や融資が対象 ○上記事業再編に伴う出資や融資（特定事業再編投資損失準備金）の70%を損金算入できる ○特定事業再編により設立された法人の登録免許税も軽減	平成26年4月1日以後に終了する事業年度